

保育利用調整基準

令和9年度版

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本指数」及びその他の状況に応じた(2)「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1)基本指数

- 保育を必要とする事由に従い設定する。
- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を設定する。
  - ・ 父母それぞれの指数の合算を基本指数とする。
  - ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本指数と(9)その他の不存在等の50との合算を基本指数とする。
  - ・ 父母が複数の事由に該当する場合は、主たる要件を採用し、事由に応じた期間について調整を行う。

(2)調整指数

該当する項目に応じて加減点する。

※基本指数及び調整指数の合計が同一指数で並ぶ場合には、(3)「順位表」により優先順位を設定する。

(1)基本指数表

| 保育が必要な事由                                           |       | 基準                                                   | 基本指数 |
|----------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------|------|
| (1)就労<br>※1<br>※2                                  |       | ●勤務時間が1か月に160時間以上                                    | 50   |
|                                                    |       | ●勤務時間が1か月に140時間以上160時間未満                             | 46   |
|                                                    |       | ●勤務時間が1か月に120時間以上140時間未満                             | 42   |
|                                                    |       | ●勤務時間が1か月に100時間以上120時間未満                             | 38   |
|                                                    |       | ●勤務時間が1か月に80時間以上100時間未満                              | 34   |
|                                                    |       | ●勤務時間が1か月に64時間以上80時間未満                               | 30   |
| (2)出産                                              |       | ●妊娠・出産（産後8週を経過する日が属する月末まで）                           | 35   |
| (3)疾病                                              | 入院    | ●長期間の入院が見込まれるもの                                      | 45   |
|                                                    | 居宅内療養 | ●常時臥床（寝たきり）など自律的外出が困難である                             | 45   |
|                                                    |       | ●上記以外の自宅療養                                           | 30   |
| (4)障がい                                             |       | ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持<br>身体障害者手帳1級・2級を所持<br>療育手帳A1・A2を所持 | 45   |
|                                                    |       | ●精神障害者保健福祉手帳2級を所持<br>身体障害者手帳3級を所持<br>療育手帳B1を所持第      | 37   |
|                                                    |       | ●精神障害者保健福祉手帳3級を所持<br>身体障害者手帳4～6級を所持<br>療育手帳B2を所持     | 30   |
| 介護・看護は、親族の常時介護（看護）のため、家庭において子どもを保育することが困難な場合に限られます |       |                                                      |      |

## (1)基本指数表

| 保育が必要な事由 |                                               | 基準                                                                         | 基本指数 |
|----------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| (5)介護・看護 | 同居の親族                                         | ●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする                                                       | 45   |
|          |                                               | ●医療機関に入院した者の付添い看護をする                                                       | 45   |
|          |                                               | ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持<br>身体障害者手帳1級・2級を所持<br>療育手帳A1・A2を所持<br>要介護認定5・4程度を認定されたもの | 45   |
|          |                                               | ●精神障害者保健福祉手帳2級を所持<br>身体障害者手帳3級を所持<br>療育手帳B1を所持<br>要介護認定3・2程度を認定されたもの       | 35   |
|          |                                               | ●精神障害者保健福祉手帳3級を所持<br>身体障害者手帳4～6級を所持<br>療育手帳B2を所持<br>要介護認定1程度を認定されたもの       | 20   |
|          |                                               | ●上記以外で介護・看護を常態としているもの                                                      | 15   |
| (5)介護・看護 | 別居の親族<br>（要介護者と同居の親族が介護できない場合、または同居の親族がいない場合） | ●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする                                                       | 35   |
|          |                                               | ●医療機関に入院した者の付添い看護をする（常時）                                                   | 35   |
|          |                                               | ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持<br>身体障害者手帳1級・2級を所持<br>療育手帳A1・A2を所持<br>要介護認定5・4程度を認定されたもの | 35   |
|          |                                               | ●精神障害者保健福祉手帳2級を所持<br>身体障害者手帳3級を所持<br>療育手帳B1を所持<br>要介護認定3・2程度を認定されたもの       | 25   |
| (6)災害復旧  |                                               | ●震災、風水害、火災その他の災害により自宅等の復旧に当たっている                                           | 50   |
| (7)求職活動  |                                               | ●ひとり親で求職中である場合                                                             | 50   |
|          |                                               | ●生活困窮者自立支援制度を利用しているもので、求職中である場合                                            | 45   |
|          |                                               | ●生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれると福祉事務所長が認める場合                                     | 45   |
|          |                                               | ●上記の世帯以外で、求職中である場合                                                         | 15   |

(1)基本指数表

| 保育が必要な事由 | 基準                            |                           | 基本指数 |
|----------|-------------------------------|---------------------------|------|
| (8)就学等   | ●就学時間が1か月に160時間以上             |                           | 50   |
|          | ●就学時間が1か月に140時間以上160時間未満      |                           | 46   |
|          | ●就学時間が1か月に120時間以上140時間未満      |                           | 42   |
|          | ●就学時間が1か月に100時間以上120時間未満      |                           | 38   |
|          | ●就学時間が1か月に80時間以上100時間未満       |                           | 34   |
|          | ●就学時間が1か月に64時間以上80時間未満        |                           | 30   |
| (9)その他   | 不存在等                          | 死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等 | 50   |
|          | 前各号に掲げるもののほか、市長が特に保育が必要と認める場合 |                           | ※3   |

※1 就労時間は、1か月を4週として判断する。また、休憩時間を含む。

※2 育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。

※3 市長が定める。

(2)調整指数表

令和9年度版

| 番号 | 具体的内容                                                                                                       | 調整指数 | 備考                                                                                                                    |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 保護者が市内の特定教育・保育施設に月120時間以上で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等(以下、「保育士等」)である場合                                               | 30   | ・いずれの場合も内定を含む<br>・保育を利用して復職することにより待機児童の解消に資する場合は、優先して調整                                                               |
| 2  | 保護者が市内の特定教育・保育施設に月120時間未満で勤務する保育士等である場合                                                                     | 20   |                                                                                                                       |
| 3  | 保護者が市内の私立幼稚園・認可外保育施設に月120時間以上で勤務する保育士等である場合                                                                 | 10   |                                                                                                                       |
| 4  | 保護者が市内の私立幼稚園・認可外保育施設に月120時間未満で勤務する保育士等である場合                                                                 | 5    |                                                                                                                       |
| 5  | 保護者の一方が単身赴任等で長期不在の場合                                                                                        | 2    | 1か月以上を対象とする                                                                                                           |
| 6  | ひとり親世帯<br>(単身の里親を含む)<br>(保護者の一方が長期間入院する場合等を含む)                                                              | 25   | ・長期間の入院等を理由とする場合、診断書の提出が必要<br>・保育を利用して就労しなければ生活が困窮する等の事由が認められる場合は、優先して調整                                              |
| 7  | 複数人の兄弟姉妹が認可保育施設を同時に利用申請する場合                                                                                 | 1    | 指数No.8の②を適用する場合、この指数は適用しない                                                                                            |
| 8  | ①兄弟姉妹が認可保育施設又はその併設する幼稚園にすでに入所しており、申込児童が同一の認可保育施設の利用を希望する場合(令和9年3月時点で在籍する兄弟姉妹を含む)<br>②多胎児が認可保育施設を同時に利用申請する場合 | 20   | ①について<br>・1か月以上在籍する兄弟姉妹が対象<br>・在籍園限定で加点<br>・公立こども園、公私連携施設の1号は対象外<br>保護者の一方でも就労時間等が月120時間未満の場合は加点しない。また、①②の加点は重複しない    |
| 9  | 家庭的保育事業所又は小規模保育事業所を卒園し、引き続き別の認可保育施設への入所を希望する場合                                                              | 10   | 入所している施設を2歳児で卒園しなければならない場合に限る(小規模保育事業所以外の場合は※1を参照)                                                                    |
| 10 | 事業所内保育施設・認可外保育施設を利用しているもので、その施設の上限年齢到達を理由に卒園する場合                                                            | 10   | 入所している施設を2歳児で卒園しなければならない場合に限る※1                                                                                       |
| 11 | 法律上の育児休業制度が無い場合<br>(自営業、フリーランス、有期雇用等)                                                                       | 5    | 2歳到達の前日が属する月の1日の入所調整までを加点対象とする                                                                                        |
| 12 | 希望する認可保育施設に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合                                                                         | -90  |                                                                                                                       |
| 13 | 市外居住者(転入予定者※2及び調整指数No.1からNo.4のいずれかに該当する保育士等を除く)                                                             | -50  | 市民に待機児童がある場合、原則として市民を優先して調整                                                                                           |
| 14 | 利用の内定を自己都合により辞退したもの<br>利用調整を取り消されたもの                                                                        | -50  | 年度内は継続するものとする                                                                                                         |
| 15 | 自己都合等による転園                                                                                                  | -20  | ・在所している保育施設を退所する届を提出した場合、この指数は適用しない<br>・兄弟姉妹が在所する認可保育施設への転園の場合は、調整指数表No.8を適用<br>・自己都合等による転園の場合、指数No.1～4及び指数No.6は適用しない |

※1 利用規約(年齢上限が分かるもの)、又は在籍施設が発行する退所を求める書面を添付すること。

※2 転入することが確認できる書類(賃貸借契約書・土地売買契約書の写し等)の提出があるものを転入予定者とする。

**(3)順位表**

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 1 | 基本指数が高いもの               |
| 2 | 養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯 |
| 3 | 当該保育所等の希望順位が高いもの        |
| 4 | 希望施設数を多く記入しているもの        |
| 5 | 希望する施設と自宅が同一自治会区※       |
| 6 | 保護者の勤務先が福祉・医療に関するもの     |
| 7 | ひとり親世帯または単身赴任世帯         |
| 8 | 申請児童の月齢が高いもの            |

※ 同一自治会区に施設が所在しない場合は、保育所・幼稚園適正配置実施計画に基づく5ブロック内の施設を対象とする。